様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　６ 年　６ 月 １７ 日現在

機関番号：１２６１３
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2018～2023
課題番号：１８Ｋ０１３１１

研究課題名（和文）中国の死刑制度と死刑冤罪についての総合的国際研究

研究課題名（英文）A Study on the Death Penalty and the Innocent Cases in China

研究代表者
王　雲海（WANG, Yunhai）

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：３０２４０５６８

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　2,100,000円

研究成果の概要（和文）：　まず、中国の死刑政策は、実はこの５年間密かに変化していることが判明された。2018年までは、「まずは存置、次は制限、最後に廃止」という方針であったが、2019年コロナウイルス感染症の発生、蔓延中及びそれ以後に「死刑にすべき犯罪は必ず死刑にする」という政策が新たに打ち出された。2022年以後、一時的に停止されていた公務員収賄罪への即時執行死刑適用が2022年から再開されるようになった。
　次に、死刑冤罪の原因については、司法レベルではそれを防ぐ多くの試みがあったものの、政治及び社会レベルでは死刑冤罪を生み出す状況はあまり変わっていない。死刑冤罪救済の機運も2017年を境にして下がってきている。

研究成果の学術的意義や社会的意義
　本研究は、中国の死刑適用、死刑冤罪の発生、発見、救済を、政策レベル、制度レベル、運用実務レベルに渡って多重的に検討、解明できたことは、中国の国内政治状況により研究がますます困難になっている状況の中で、同種の研究を学術的に維持し、続けていくことに大きな意義があり、日本における死刑の学術研究の一層の発展を大きく促進するものである。同時に、「死刑適用」、「死刑冤罪」という極めて専門的テーマから中国における最新の動向を追跡し、把握し、日本社会に向けても発信できた本研究は、日本の一般社会・多くの国民にとって、隣の大国でありながら、いろいろなことが起きているいまの中国を正確に見るにも大きな意義がある。

研究成果の概要（英文）：By this research project the following results have been achieved.
 The Death Penalty policy in China has changed in recent years. "Firstly Retention,Secondely Limitation, Finally Abolition" has been the formaldeath penalty policy in China. From 2019,a new policy-so called "Death Penalty must be sentenced in the case where it should be sentenced" was added. Death penalty sentences had been resumed from 2022 although it had suspended for several years.
 In order to prevent wrong death sentence in innocent cases, many improvements on China's criminal justice system have been tried on one side, however, on the other side, the political problems that cause wrong death penalty sentence cases have not changed so much. the movement to find out wrong cases of death penalty and to relief the death row has become very weak from 2017.

研究分野：刑事法、比較刑事法、中国法、中国社会

キーワード：死刑　中国の死刑適用　即時執行死刑　２年執行猶予付き死刑　厳打キャンペンーン　認罪認罰従寛制度　如実供述義務　死刑復核制度

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

１．研究開始当初の背景
　死刑を最も多用している中国は、その死刑政策がどのように変化する、特に多発と言われている死刑冤罪がどのように発生し、どのように発見し、どのように救済されるかは、決して中国自身だけの問題ではなく、日本も絡むアジアないし世界の刑事法問題、特に人権問題の一つであり、世界の人権保障状況の全体に重要な影響を及ぼす問題でもある。本研究の代表者は、従来、この問題の重要さを意識して、複数の国々の多くの学者と連携して、「国際研究」を展開して、中国と日本だけではなく、世界に向けて発信してきた。しかし、中国の死刑政策も死刑制度もその運用も政治情勢と緊密に関連しており、政治指導者の交代やその政治理念や政治理論変化により多変している。そのために、従来の研究で解明、確認した死刑政策も死刑制度もその運用も随時に変化を見せている。特に、死刑冤罪については、２０１２年になってからその存在がやっと公式に認められたものの、死刑冤罪に関する取り組みは２０１７年になってから再び止まったようになっている。それ以後の中国における死刑政策、死刑制度、死刑適用、とりわけ死刑冤罪の発生とその発見、救済などは、ほぼ研究されることがなく、謎のままである。本研究を通じて、その実態を学術的に解明し、今後の中国における死刑適用、とりわけ死刑冤罪への対処の行方を展望することは、中国だけでなく、アジアや世界にとっても重要である。
　従来は、中国における死刑、特に死刑冤罪に対する研究は、中国政府が関係資料を一切公表しないことや、問題提起自体を禁ずることなどにより、大変難しかった。いかに研究を展開し、遂行するかは、学術上大きな課題であった。しかし、２０１０年ごろから、死刑の適用実態、とりわけ死刑冤罪の状況に関する研究が可能となった。２０１７年以後も死刑冤罪の発見、救済の動きが止まったものの、研究自体は、従来のそれより難しくなったものの、ある程度まだ可能である。こういう状況の中で、本研究を開始したのである。

２．研究の目的
　本研究の目的は以下のとおりである。つまり、死刑を最も多用している中国は、その死刑政策がどのように変化する、特に多発と言われている死刑冤罪がどのように発生し、どのように発見し、どのように救済されるかを、政策レベル、制度レベル、適用実務レベルという多重的視点から、中国政府が公表した法律、政策、判例、司法解釈などの、公式的で公開的な資料や情報を中心に、関係者・当事者へのインタビューや現地調査をも通じて、解明すること、そして、それを中国や日本だけではなく、世界に向けて発信することである。そのようにして、日本からまたは日本発の学術研究の成果として世界における刑事法研究・人権保障研究に貢献することである。

３．研究の方法
　日本や欧米においては、死刑制度を純粋な法律制度・司法制度として研究し、特に死刑冤罪を主に法律制度・司法制度の不備、そして、事件の捜査、公訴、弁護、裁判に携わる個々の司法人員の過誤から起因するものとして捉えて、死刑冤罪の防止策、是正策も純粋な法律・司法・法曹の範疇のなかまたはレベルで検討されるのが一般的である。しかし、この研究方法・研究アプローチは、中国における死刑政策、死刑制度、死刑適用、とりわけ死刑冤罪の発生原因などの研究には適用できない。社会特質から見れば、米国は「法律社会」で、日本は「文化社会」であるのに対して、中国は「権力社会」である。このような「権力社会」においては、そこにおける死刑政策・死刑制度・死刑適用は、米国や日本におけるように、「法律」という意味での政策・制度・適用とはまだなっておらず、死刑はまだ純粋な一種の「刑罰」とは純化していない。むしろ、政治理念から理由づけられる一種の「政治」としての死刑政策・死刑制度・死刑適用である。いわば一種の「政治的死刑」である。死刑冤罪の原因も純粋に法律・司法・運用にあるよりも、それ以外の「政治」にあるのである。
　本研究は、このような「政治性」に着目して、死刑の政治性こそ中国の死刑政策・死刑制度・死刑適用の本質であるとして、「法律」としてのみならず、その前にまず「政治」としてそれを解明しようとする。とりわけ、死刑冤罪を刑事法制度・刑事司法制度・法曹のプロとしての問題自体から起因する「法律的技術的死刑冤罪」よりも、むしろ、中国の社会特質と政治体制から必然的に起きる「政治的構造的死刑冤罪」として研究する。
　上記の研究方法・研究アプローチは、中国や日本や日本の学界にはまだない研究発想と研究方法である。このような研究方法・研究アプローチをもってこそ中国における死刑政策・死刑制度・死刑適用の変化状況、とりわけ死刑冤罪の発生とその発見、救済の限界を解明できる。

４．研究成果
　本研究は、主に中国政府が公開した公式な資料と情報を中心に、関係者・当事者へのインタビューなどをも実施して、以下の成果を達成することができている。
　第１は、中国の研究者自身や日本や外国の研究者はあまり把握していない中国の死刑政策などの最新の変更・変化を、指導者の政治理念との関連で、随時に追跡し、解明していることであ

る。つまり、２０１３年に最高指導者は「個々の事件において人民に司法の公平性・正義感を感じさせよう」という指示の下で、「存置、制限、廃止」という死刑政策が堅持されて、一定程度の死刑適用の制限をはかると同時に、死刑冤罪が問題として提起されて、その機運が高くなっていた。しかし、２０１５年から「総体的国家安全観」が打ち出された途端、社会の安定・治安の強化が関心事となった。それに伴って、従来の死刑政策に「死刑を言い渡すべき事案であれば必ず死刑を言い渡さなければならない」という新たな方針を加えた。凶悪犯罪のほかに麻薬犯罪や国家安全犯罪への死刑適用が再び多くなった。同時に、死刑冤罪への問題関心も薄くなり、その是正・救済も難しくなった。国家の金融安全を重視すべく、２０２２年からは一時期にストップしていた公務員収賄罪への即時執行死刑の適用、特に金融機関の公務員収賄罪などに対してのそれを再開するようになっている。２０１９年に「自主法学の展開」・「自主法制の建設」というスローガンが打ち出されてから、従来は国際社会・外国との関連・対比のなかで国際的影響を考慮する意識のなかで死刑の制限をはかっている政策などが変わるかは、見る必要がある。「自主」を強調して、死刑の「自主性」をも強化しようとするならば、従来は国際社会の状況、そこへの影響などを考慮しての死刑制限・死刑適用、とりわけ「存置、制限、廃止」という従来の死刑政策も違うように解釈されて、大きく変わる可能性があり、高レベルでの死刑適用をそのまま維持していく可能性が高い。

第２は、中国における冤罪、特に死刑冤罪の政治的構造を学術的にかつ厳格的に解明することができたことである。「権力社会」と「一党支配」という中国社会の特有な社会特質と政治体制のもとで司法独立が許されず、刑事司法も多くの場面では政治の一部・政治への従属というようになっている。刑事事件の捜査、公訴、公判、弁護は、政治上・治安上の意義のない事件ならば、純粋に法律の規定に従って行動できるので、そのような冤罪事件はもとより少ないし、あるとしても、その原因は純粋に刑事司法制度やその人員の問題から起因するが、しかし、政治上・治安上意義のある事件、特に意義の大きい刑事事件ならば、もはや刑事司法機関だけで純粋な法手続きに従って処理することができず、むしろ、政治が介入してくる。このような典型的介入はいわゆる「厳打キャンペーン」である。「厳打キャンペーン」が発動されると、刑事司法機関は政治的に事件を処理し、政治目標を達成するために刑事法の運用をする。特に、社会影響の大きな殺人などの「凶悪犯罪」に対しては、「命案必破」（人命のかかる事件は必ず班員を検挙せよ）といったような指示や圧力が出てくる。それに応じるためには、刑事司法機関は無理な法適用をして、犯人を指示されるように「検挙」するためには多くの法規定を無視して、冤罪が作り出される。いまは、「厳打キャンペーン」という明白な政治的法適用というやり方は、外見上廃止されたように見えるが、時期や状況によって類似したキャンペーンが事実上展開されている。冤罪、特に死刑冤罪はその中で起きる。

第３は、中国における冤罪、特に死刑冤罪の刑事司法的構造をも学術的に解明することができたことである。つまり、中国における冤罪、特に死刑冤罪の主な原因は「厳打キャンペーン」といったような政治的介入によるものではあるが、政治的影響受けた刑事司法制度にもその原因がある。刑事司法に対する従来の政治政策の一つは「坦白従寛、抗拒従厳」（「自白すれば寛大に処理するが、拒めば厳格に対処する」）である。中国の刑事司法はいまだに事実上それに従っており、刑事訴訟の構造上それを強く反映している。例えば、刑事訴訟法上いまだに被疑者・被告人は「如実供述義務」があって、黙秘権は認められていない。そのために、拷問などによる自白強要が発生し、冤罪の重要な原因の一つとなっている。２０１８年から中国で「中国式司法取引」ともいうべき「認罪認罰従寛制度」が新たなに導入されて、２０２３年の時点で全刑事事件の約94%がこの制度によって処理されるようになっている。この制度のなかには自白の強要を正当化・構造化する要素があり、それにより新たな冤罪、特に死刑冤罪事件が発生するのではないかと推測できる。このように、本研究は、死刑冤罪を引き起こすこのような刑事訴訟構造上の原因をも初めて体系的に究明している。

第４は、中国における冤罪、特に死刑冤罪の発生を防ぐための取り組みとその特徴を明らかにすることができた。つまり、一方では、中国政府・中国の刑事司法機関も、冤罪、特に死刑冤罪の防止をスローガンとして掲げている。そのための諸改革も展開されている。例えば、証拠法則の整備、死刑事件の自動控訴制、自動国選弁護人制、幹部個人事件介入記録通報制、冤罪事件終身追責制などが導入されている。しかし、他方では、２０１８年ごろから「党の指導の強化」という方針の下で、刑事司法と党・政府の関係に関しては、一度廃止された「重大事件の党委員会への報告制度」などが再び回復されるようになった。幹部個人による司法への介入は制限されるようになったものの、刑事司法の一般方針や一般政策への党の指導が一層強調されるようになっている。「厳打キャンペーン」という政治的法適用の発動は党・政府全体として依然として可能である。

第５は、中国における死刑政策・死刑制度・死刑適用の行方、特に死刑冤罪の防止・救済の在り方を展望することができたことである。つまり、そのいずれもただ刑事司法レベルの問題ではなく、それ以上に政治の問題である。中国での死刑適用の改善、死刑冤罪の防止のいずれも中国の政治にかかわるものであって、「刑事司法の政治性」を取り除いて、司法独立を実現し、死刑も死刑冤罪も単純な刑事法・刑事司法の問題に純化することができない限り、抜本的改善が難しいのである。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計2件（うち査読付論文　1件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　2件）

１．著者名 王雲海	４．巻 21
２．論文標題 死刑冤罪の国際的比較研究：中国の場合(1)	５．発行年 2022年
３．雑誌名 一橋法学	６．最初と最後の頁 663-684
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 王雲海	４．巻 17巻2号
２．論文標題 中国の憲法改正と監察法の制定―「法治国家」への前進になるか」	５．発行年 2018年
３．雑誌名 一橋法学	６．最初と最後の頁 309-322
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

〔学会発表〕　計13件（うち招待講演　12件／うち国際学会　6件）

１．発表者名 王雲海
２．発表標題 日本における司法福祉による再犯防止と中国への示唆
３．学会等名 中国上海政法学院主催刑事法研究会（招待講演）
４．発表年 2023年

１．発表者名 王雲海
２．発表標題 日本の刑法改正の動向と中国への示唆
３．学会等名 中国刑法学会（招待講演）（国際学会）
４．発表年 2023年

１．発表者名 王雲海
２．発表標題 日本の死刑と中国の死刑（オンライン式講演）
３．学会等名 中国死刑制度改革促進研究会（招待講演）（国際学会）
４．発表年 2022年

１．発表者名 王雲海
２．発表標題 死刑と民意（オンライン式講演）
３．学会等名 蘭州大学法学院刑事法研究会（招待講演）
４．発表年 2022年

１．発表者名 王雲海
２．発表標題 司法取引・認罪認罰従寛制度のもう一面ー冤罪を生み出す可能性
３．学会等名 中国死刑制度改革研究会（招待講演）（国際学会）
４．発表年 2021年

１．発表者名 王雲海
２．発表標題 比較手法で冤罪の原因を見る
３．学会等名 中国人民大学刑事科学研究センター主催オンライン国際シンポジウム（招待講演）（国際学会）
４．発表年 2020年

１．発表者名
王雲海

２．発表標題
司法正義と冤罪問題

３．学会等名
中国死刑問題研究会（オンライン会議）（招待講演）

４．発表年
2020年

１．発表者名
王雲海

２．発表標題
「死刑冤罪の問題性とその認識の必要性」

３．学会等名
中国厦門市弁護士協会（招待講演）

４．発表年
2019年

１．発表者名
王雲海

２．発表標題
「日本最高裁判所の死刑「永山基準」の中国への示唆とその導入可能性について」

３．学会等名
中国最高人民法院死刑問題検討委員会（招待講演）

４．発表年
2019年

１．発表者名
王雲海

２．発表標題
「死刑問題とその見方」

３．学会等名
中国華東地方弁護士死刑問題研究会（招待講演）

４．発表年
2019年

１．発表者名 王雲海
２．発表標題 日本における組織犯罪対策と「法治主義」
３．学会等名 「東アジア刑事司法フォラムー多国間組織犯罪の懲罰と予防」国際シンポジュム：中国人民大学法学院（招待講演）（国際学会）
４．発表年 2018年

１．発表者名 王雲海
２．発表標題 「日本における死刑と再審により死刑冤罪の救済」
３．学会等名 中国西南政法大学（招待講演）（国際学会）
４．発表年 2018年

１．発表者名 王雲海
２．発表標題 「中国憲法から死刑制度と死刑冤罪を取り上げることの可能性と意義」
３．学会等名 中国死刑問題研究会
４．発表年 2018年

〔図書〕　計5件

１．著者名 王雲海編集代表	４．発行年 2024年
２．出版社 国際書院	５．総ページ数 331
３．書名 刑事手続における検察の権限－日本と中国	

１．著者名 王雲海 周剣龍　周作彩　編著	４．発行年 2021年
２．出版社 ミネルヴァ書房	５．総ページ数 300
３．書名 よくわかる中国法	

１．著者名 葛野尋之,、王雲海　青木孝之　本庄武　緑大輔	４．発行年 2021年
２．出版社 現代人文社	５．総ページ数 160
３．書名 裁判員裁判の現在：その１０年の成果と課題	

１．著者名 葛野 尋之、王 雲海	４．発行年 2022年
２．出版社 成文堂	５．総ページ数 246
３．書名 刑事訴訟における公判中心主義	

１．著者名 王雲海、松本恒雄、高橋滋、下山憲治、田中良弘、周せい、黒川哲志、宗林さおり、滝沢昌彦、林康史、青木人志、藤原凛、渋谷いずみ、吉岡郁美	４．発行年 2019年
２．出版社 第一法規	５．総ページ数 337
３．書名 食品安全法制と市民の安全・安心	

〔産業財産権〕

〔その他〕

－

６．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考

７．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕　計0件

８．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関